

社会福祉法人光照園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光照園（以下「法人」という。）定款第22条にもとづき、法人の理事及び監事、評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(理事の定義)

第2条 本法人には次の理事を置く

- (1) 社会福祉法人光照園定款第15条に定める理事長・業務執行理事とは、理事長・業務執行理事の執行業務に関する規程に定める業務を行うものをいう
- (2) この法人を主たる勤務場所として法人事務をもっぱら行う理事を専従理事という
- (3) 前2号以外の理事を非常勤理事という

(理事会等への出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下理事会等という。）に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員等の報酬)

第4条 本法人は理事会等への出席の他、役員等の職務執行の対価として報酬及び賞与を支給することができる。

2 業務執行理事及び専従理事の報酬は別表2の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定める

3 非常勤の役員等に対して、本法人が任務を依頼した場合の対価として別表3の支給基準に基づき報酬を支払うことができる

(実費弁償)

第5条 役員等が前2条の業務に従事する都度、自宅から、業務場所までの交通費実費を支払うことができる

2 前項の他、役員等が前2条の業務執行にあたって要した費用を弁償することができる

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、本規程を適用しない

(公表)

第7条 本規程は社会福祉法第59条の2により公表するものとする

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は 評議員会議決後 令和5年7月1日から施工する

別表 1

役員等	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事・監事	10,000円	50,000円	300,000円
評議員	10,000円	20,000円	180,000円

★印 理事のうち専従理事は支給対象外とする

別表 2

理事	報酬日額	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事長	20,000円	960,000円	4,080,000円
業務執行理事	20,000円	960,000円	
	報酬月額	年度総額	
専従理事	180,000円	2,160,000円	

★印 本規程第4条に基づく賞与は、年間1.5月(業務執行理事については、賞与月前6か月の月額平均)の範囲で理事長が定める

別表 3

役員等	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	20,000円	40,000円	360,000円
理事・監事	20,000円	40,000円	240,000円
監事	監査実施 公認会計士 30,000円 その他監事 20,000円		50,000円

★印 理事のうち、理事長・業務執行理事・専従理事は支給対象外とする

役員報酬 年間総支給合計 年度総額についての回数は変動があり
550万円の範囲で別表1, 2, 3に基づき支給する